

小樽市新型インフルエンザ等対策行動計画全体表

	未発生期	海外発生期
発生段階ごとの対策の目的	・発生に備えた体制整備及び情報収集	・国内侵入を遅らせ、市内発生の遅延及び早期発見を図る ・発生に備えた体制整備及び情報収集
実施体制	・行動計画の作成	・緊急事態宣言時、本市対策本部を設置
サーベイランス・情報収集 (※1) (医療対策)	・定点報告 ・厚生労働省、内閣官房、国立感染症研究所、WHO、検疫所等から情報収集	・全数報告 ・ウイルスサーベイランス強化 ・学校サーベイランス強化
情報提供・共有 (社会的対策)	・様々なネットワークを生かした取組 ・インフルエンザホットライン、保健所ホームページ、新聞報道等による各種情報提供(0134-20-2020) ・市民、医療機関、各種施設等に対する行動計画の周知	・コールセンター(※2)設置
予防・まん延防止 (医療・社会的対策)	・様々なネットワークを生かした取組 ・基本的感染予防対策(※3)の普及 ・特定接種及び住民接種の体制整備	・基本的感染予防対策(※3)の徹底呼び掛け ・特定接種の実施 ・患者への対応(治療・入院措置等)
医療 (医療対策)	・医療体制及び連携の構築	・封じ込め体制 (帰国者・接触者相談センター(※4)設置 帰国者・接触者外来の設置 感染症法に基づく入院措置)
市民生活・経済の安定確保 (社会的対策)	・食料品及び生活必需品備蓄勧奨(2週間分) ・埋火葬能力等の把握 ・要援護者の把握及び支援体制構築	・一時的遺体安置所確保の準備

(※1)サーベイランス:感染症の発生状況を把握・監視すること。

(※2)コールセンター:新型インフルエンザ発生時に、市民からの様々な相談に応じるための窓口。

(※3)基本的感染予防対策:マスク着用、せきエチケット、手洗い・うがい、人ごみを避ける。

国内発生早期		国内感染期		小康期
国内発生早期	市内発生早期	市内感染期		
<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大をできる限り抑える ・患者への適切な医療の提供 ・感染拡大に備えた体制整備 		<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制の維持 ・健康被害を最小限に抑える ・市民生活や地域経済の影響を最小限に抑える 		<ul style="list-style-type: none"> ・第一波対策評価 ・市民生活や地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言時、本市対策本部を設置 				<ul style="list-style-type: none"> ・本市対策本部廃止
<ul style="list-style-type: none"> ・全数報告 ・ウイルスサーベイランス強化 ・学校サーベイランス強化 				<ul style="list-style-type: none"> ・定点報告 ・学校サーベイランス強化
<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省、内閣官房、国立感染症研究所、WHO、検疫所等から情報収集 				
<ul style="list-style-type: none"> ・様々なネットワークを生かした取組 ・インフルエンザホットライン、保健所ホームページ、新聞報道等による各種情報提供(0134-20-2020) ・コールセンター(※2)設置 				<ul style="list-style-type: none"> ・コールセンター(※2)縮小
<ul style="list-style-type: none"> ・様々なネットワークを生かした取組 ・基本的感染予防対策(※3)の徹底呼び掛け ・特定接種の実施 ・住民接種の実施 ・患者への対応(治療・入院措置等) ・必要に応じ学校、保育施設等での臨時休校 		<ul style="list-style-type: none"> ・入院措置中止、軽症者は自宅療養 		
<ul style="list-style-type: none"> ・封じ込め体制 （ 帰国者・接触者相談センター(※4)設置 帰国者・接触者外来の設置 感染症法に基づく入院措置 ） 		<ul style="list-style-type: none"> ・封じ込め体制の終了(※5) （ 帰国者・接触者相談センター(※4)終了 全医療機関での診療体制に転換 感染症法に基づく入院措置の中止 ） 		<ul style="list-style-type: none"> ・通常の診療体制
<ul style="list-style-type: none"> ・食料品及び生活必需品備蓄勧奨(2週間分) ・買占め及び売惜しみの調査や監視、便乗値上げ防止等の要請 		<ul style="list-style-type: none"> ・死亡者増加時の遺体安置所確保 ・要援護者支援 		

(※4) 帰国者・接触者相談センター：発生国からの帰国者や、新型インフルエンザ等患者との接触者で、発熱等の症状を有する方からの相談を電話で受け、帰国者・接触者外来を紹介するための相談センター。

(※5) 封じ込め体制の終了：帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来における診療及び感染症法における診療及び感染症法に基づく入院措置を終了し、新型インフルエンザ等の患者の初診診療を行わない医療機関を除き、一般医療機関での診療を行う体制をとること。